

**【 税務署からのお知らせ 】 ～ 申告書は、自分で作成して、お早めに! ～**

平成30年分の確定申告書の法定納期限（提出期限）は次のとおりです。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

- 所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限 **3月15日（金）**
- 消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限 **4月 1日（月）**
- 譲渡所得及び贈与税に関する申告相談 **3月 6日（水）から8日（金）**

**確定申告会場の開設期間 3月15日（金）まで**

■ **受付時間** 平日：午前9時～午後4時まで ■ **会 場** 余市税務署（朝日町1番地）

上記期間以外は、確定申告会場を開設しておりませんので、長時間お待ちいただく場合があります。また、駐車場が混雑しますので、公共交通機関の利用にご協力ください。

また、申告に関するご質問や必要な書類のご確認などは、お電話でも問い合わせることができます。

**問合せ 余市税務署 ☎ 25-1009**

**【 町民福祉課からのお知らせ 】 ～ 平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります～**

● **免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除となります。

※ 出産・・・妊娠85日（4か月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）

● **受給額への反映** この免除期間は国民年金保険料を全額納付したものと取り扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

● **対象者** 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

● **届出について** この免除を受けるためには届出が必要です。

出産予定日の6か月前から届出ができますので、速やかに届出をお願いします。

※ただし、届出ができるのは、この免除制度が施行される平成31年4月以降です。

● **必要書類** ① 印かん

② 基礎年金番号を確認できるもの（年金手帳など）

③ 出産前に届出をする場合・・・母子健康手帳など出産予定日がわかるもの

出産後に届出をする場合・・・免除の届出をする方と子が別世帯の場合は、出生証明書など  
出産日と親子関係がわかるもの

**問合せ・届出先 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120**

**【 農林水産課からのお知らせ 】 ～ 森林の立木伐採や森林の土地の取得には届出が必要です～**

	森林の立木を伐採される方	森林の土地を取得された方
<b>制度の概要</b>	森林法により、市町村森林整備計画で定められた、伐採および伐採した跡地への造林計画について適切に行われているか確認するために、市町村長への事前の届出が義務づけられている制度です。	森林法により、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後の届出が義務づけられている制度です。
<b>届出の対象となる森林・土地</b>	北海道が作成する地域森林計画の対象となっている民有林（保安林または保安施設地区内の森林を除く）です。ただし、森林法に基づく林地開発行為の許可を受けた方が伐採する場合等は対象外です。	北海道が作成する地域森林計画の対象となっている民有林で、かつ新たに取得した森林の土地です。登記上の地目にかかわらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性がありますのでご注意ください。
<b>届出の対象となる方</b>	森林所有者が自ら伐採し造林を行う場合は、森林所有者が届出者となります。伐採業者等が森林所有者から立木を買い受けて伐採するときは、伐採業者と森林所有者の両者連名での届出になります。	個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。
<b>届出の期間</b>	<b>伐採を始める90日前から30日前までに、</b> 伐採する森林のある市町村長に届出をしてください。	<b>土地の所有者となった日から90日以内に、</b> 取得した土地のある市町村長に届出をしてください。
<b>届出書の記載内容</b>	届出者の住所氏名、森林の所在場所、伐採の計画、伐採後の造林の計画等の記載とともに、添付書類として森林の位置を示す図面が必要です。なお、伐採業者が伐採するときは、立木売買契約書等買い受けたことを証明する書類の写しが必要です。	届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書等権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。
<b>届出書の配布先</b>	役場農林水産課または後志総合振興局にあります	

**問合せ 農林水産課 水産林務グループ ☎ 21-2123**  
**後志総合振興局 林務課 ☎ 0136-23-1382**